

弁護士法 23 条の 2 に基づく照会に対する報告

当社と取引のある A 氏について、B 県弁護士会会長名で当社が取引上認知している A 氏の住所や電話番号等の報告を求める書面（弁護士法 23 条の 2 に基づく照会）が届きました。当社は報告の義務があるのでしょうか。

1. 弁護士会照会とは

弁護士法 23 条の 2 第 1 項は、「弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があつた場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができる」とし、同第 2 項は、「弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」としています。

照会先は「公務所又は公私の団体」とされていますが、純然たる個人以外は、個人経営の病院、診療所、事務所など広く照会の対象となると解されています。

弁護士法 23 条の 2 に基づく照会（以下「弁護士会照会」といいます）は、弁護士が受任した事件について、証拠や資料を収集し、事実を調査するなど、その職務活動を円滑に行うために設けられた制度であり、適正な運用を確保するため、弁護士からの申出が適当といえるか弁護士会がその必要性、相当性を審査します。

2. 照会先の報告義務

弁護士会照会は依頼者の私益を図る制度ではなく、事件を適正に解決することにより国民の権利を実現するという公益的制度であり、照会に対する報告は公法上の義務であると解されます

もともと、照会先は正当な理由があるときはその全部又は一部について報告を拒絶することが許されると解されます。拒絶の正当な理由が認められるか否かは、報告することによって生ずる不利益と報告を拒絶することによって犠牲となる利益とを比較衡量し、保護すべき権利利益の内容や照会の必要性、照会事項の適否を含め、個々の事案に即して、照会事項ごとに判断することになります。

3. 照会先の責任

(1) 報告した場合

弁護士会照会を受けた照会先は、照会申出に必要性、相当性ありとした法律上の審査権限を有する弁護士会の判断をひとまず信頼することができ、その照会が明白に不必要または不合理であると認めるに足る特段の事情がない限り、これに対して報告する義務を負い、同義務の履行としてなされた報告は不法行為を構成しないと解されています（広島高裁岡山支部平成 12 年 5 月 25 日判決）。

個人情報保護法は本人の同意がなくても第三者に情報を提供できる場合として「法令に基づく場合」を挙げており、弁護士会照会は弁護士法 23 条の 2 に基づくものですので、照会に対し報告することは個人情報保護法の点においては問題となりません。

(2) 報告しなかった場合

照会先においてプライバシー保護や営業上、職務上の守秘義務が優先すると認められるような場合には報告を拒絶することが許されると解されます。

照会を発した弁護士会との関係について最近参考となる裁判例があります。Cの代理人弁護士がDに対する強制執行の準備のため、Dあての郵便物にかかる転居届の提出の有無および転居届記載の新住所等について所属弁護士会Xに弁護士会照会の申出をし、Xは審査のうえこの申出を適当と認め、Y1に対し弁護士会照会をしました。しかしY1は報告を拒否したため、XがY1を吸収合併したY2に対し、主位的にXの法律上保護された利益が侵害されたと主張して不法行為に基づく損害賠償を求め、予備的にY2に弁護士会照会に対し報告する義務があることの確認を求めたという事案です。

1審の名古屋地裁はXの請求を棄却しましたが、原審の名古屋高裁はXの主位的請求を1万円及び遅延損害金の支払を求める限度で認容しました。Y2は最高裁に上告受理の申立をしたところ、最高裁は上告を受理し、弁護士会照会が照会先に重大な影響を及ぼしうることに鑑み、弁護士会照会の適正な運用を図るために照会権限を弁護士会に付与し、個々の弁護士の申出が趣旨に照らして適切であるか否かの判断を弁護士会に委ねているのであり、弁護士会が照会権限を付与されているのは制度の適正な運営を図るために過ぎず、報告を受けることについて弁護士会が法律上保護された利益を有するものではなく、報告しないことはXに対する不法行為にはならないとしてXの主位的請求を認めず、事件を原審に差し戻しました（最高裁平成28年10月18日判決）。差戻審の名古屋高裁はXの予備的請求（弁護士会照会に対し報告する義務があることの確認請求）につき、Y2に報告義務があることを認めました（名古屋高裁平成29年6月30日判決）。

報告を拒絶した照会先と照会を申し出た弁護士やその依頼者との関係については、弁護士会照会に対する報告を得る利益は反射的利益に過ぎず不法行為を構成しないとする裁判例が大勢ですが、上記の最高裁平成28年10月18日判決の理由付けからすると、今後、照会を申し出た弁護士やその依頼者の法律上保護される利益が侵害されたとして不法行為の成立が認められる可能性があるとも考えられます。

4. 本件の場合

当社としては、照会事項を精査し、報告することによって当社にA氏との取引に関し守秘義務違反など重大な不利益が生じるといえる場合は、その全部又は一部について報告を拒絶することができます。

当社に対する照会事項が申出弁護士の受任事件解決に必要不可欠であると考えられるならば、当社は本件照会に対し報告する義務を負います。この場合、必要性相当性が認められる照会事項であれば報告してもA氏との関係で不法行為となることはありません。